◎新潟県告示第503号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第８条第１項第１号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員（平成24年３月30日新潟県告示第468号）の一部を次のように改正する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第８条第１項第１号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員は、次の組織において会計事務を担当する職員とし、平成 24 年４月１日から実施する。 （略）	新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第８条第１項第１号の規定により、会計管理者が指定する財務現金取扱員は、次の組織において会計事務を担当する職員とし、平成 24 年４月１日から実施する。 東京事務所 大阪事務所 （略）